

甲府市観光事業者等衛生対策補助金 Q & A

(8/14 追加)

Q 他の補助金等と重複して、補助金を受けることはできますか？

「やまなしグリーン・ゾーン構想新しい生活様式推進機器購入支援金」など用途を限定した他の補助金等を受けている場合であっても申請は可能です。甲府市観光事業者等衛生対策補助金の補助対象経費に、他の補助金等で補助対象となっている経費がある場合は、その交付額を差し引いた残額に 4/5 の補助率を乗じた額が、本補助金の交付額となります。

なお、「甲府市事業継続家賃補助事業補助金」を受ける事業者の方は、本補助金を受けることはできません。

(8/14 修正)

Q 従業員等が購入した物品等を対象経費として申請できますか？

対象経費としていただくことができます。このような立替え払いについては、法人の申請者にあつては、清算書（会計担当者の印、立替えた方の受領印があるもの）を、個人事業主の方にあつては、立替えた従業員などからの領収書等を添付してください。

また、立替え払いの場合は、立替えた方と申請者の関係を示す書類を併せて添付していただく必要がありますので、給与明細や商業登記、申告書の写しなど、立替えた方のお名前が確認できる書類を添付してください。

なお、この場合においても、負担した経費の内容が分かる書類（立替えた方への領収書や納品書等）の添付も併せて必要となります。

Q クレジットカード決済で購入した物品の領収書を添付することができますか？

クレジットカード決済の領収書のみでは、対象経費の支出が確定していないため、申請いただくことはできません。①クレジットカード利用の明細等（対象経費の支出を含むもの）と②対象期間内の支出の日付（4月1日～12月31日に限る）が確認できる通帳の写し（①の明細等と合致する金額の引き落としが記載されたページ）等を添付してください。

なお、上記「Q 従業員等が購入した物品等を対象経費として申請できますか？」と同様に、対象経費を従業員等がクレジットカード決済で立て替えている場合、立て替えた方への清算が完了していれば、清算伝票や領収書を支出が確定したことを示す書類として提出していただくことができます。

Q どのような事業者が補助金の対象となりますか？

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、衛生対策を実施した観光客に直接サービスを提供する観光事業者が対象になります。

Q 補助金の対象経費にはどのようなものが含まれますか

消毒液、石鹼、除菌シート、マスク、手袋、飛沫防止用ビニール、アクリル板、フェイスシールド、体温計、空気清浄機・空間除菌機（衛生機材）等の消耗品、備品等の購入や衛生機材のレンタル（リース）料、消毒作業手数料など、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、実施した衛生対策に係る経費が対象となります。

Q 甲府市外に居住する個人事業主ですが、補助金の申請を行うことはできますか？

市内に事業所を有する事業主の方であれば、市外にお住まいでも申請いただくことができます。ただし、市内に居住していなくても、事業所等を有する場合には、市民税の均等割が課税されるため、滞納が無いことが条件となります。

Q 複数の店舗を営んでいます、店舗ごとに申請ができますか？

宿泊業、小売業、飲食業については、同一の事業者が複数店舗を営む場合は、店舗ごとに申請をしていただくことができます。ただし、宿泊業者が、宿泊施設に併設して営む小売店、飲食店は、申請の対象外となります。

なお、交通事業は、事業所の数に関わらず、申請は1回までになります。

Q 小売業、飲食業の申請要件にある中小企業とは、どのようなものですか？

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者若しくは小規模企業者になります。なお、小規模企業者には、個人事業主も含まれます。

Q 運転代行業は、交通事業の対象になりますか？

交通事業の対象は、道路運送法第3条第1項に定める一般旅客運送事業としているため、運転代行業は対象となりません。

Q 交通事業の高速バス・路線バス事業者以外の一般旅客自動車運送事業には、どのような業種が対象となりますか？

路線定期運行を行っていない観光バス、タクシー、ハイヤー、デマンドバスなどの事業者が対象となります。ただし、福祉運送事業や特定の団体・企業との契約に基づき運送する事業は対象となりません。

Q インターネット通販で購入したマスクや消毒液等は対象になりますか？

インターネットや電話、郵便での通信販売も対象となりますが、対象期間内の領収日付や購入した物品等の内容が明記されている書類が必要になります。

Q 食料品を扱う小売業を営んでいます、営業が確認できる書類とはどのようなものがありますか？

食品衛生法52条に基づく営業許可証の写しを提出してください。

なお、酒類を販売する小売業の場合は、酒税法第9条に基づく免許が必要になりますので、酒類販売業免許通知書の写しをもって、営業が確認できる書類として提出いただくことができます。

Q 住宅宿泊事業法に基づく届出を行って民泊を営業していますが、営業の確認ができる書類は、何を提出すればよいですか？

届出後に受け取った通知や、施設に掲出した標章の写真など届出済であることが確認できる書類を提出してください。

Q 市内でホテルを営業していますが、客室数が確認できる書類は、どのようなものを提出すればよいですか？

パンフレットやホームページの写しなど、客室数が表示されている書類のほか、該当施設の図面等（客室部分が表示されたもの）を提出してください。

Q 領収証等は、原本でも写しでもどちらでも大丈夫ですか？

原則として、写し（コピー）を提出していただきます。原本は、お手元で保管をしてください。

Q インターネットバンクを使用しており、通帳の写しをとることができないのですが？

振込処理をしたときに発行される ATM の処理票やインターネット画面の写しなど、名義人や口座番号、金融機関名が確認できる書類を提出してください。